

Q

4

## 代理権とは

代理権とは何ですか。代理権を行使する場合にはどのようなことに注意すればよいでしょうか。



A

「代理権付与」の申立てにより、代理権付与の審判がなされると、補助人は、その審判で定められた法律行為を、被補助人に代わって行うことができます。

代理権を行使する場合にも、被補助人の意思を尊重し、その心身の状態および生活状況には充分配慮してください。

### 【代理権とは】

審判で定められた特定の法律行為について、被補助人に代わって行うことのできる権限を代理権といいます。

代理権は、「代理権付与」の申立てにより審判で定められます。補助人が代理できる行為の範囲は、審判によって定められた範囲に限られます。なお、申立てにあたっては、ある程度具体的に行為を特定すること、被補助人が代理権の付与に同意していることが条件となります。

補助人に選任されたときには、まず、審判書の謄本をよく読み、代理権が付与されているのか、付与されていればどの範囲で代理できるのかをご確認ください。

### 【代理権の追加】

代理権が付与されていない事項につき代理が必要になった場合にも、「代理権付与」の申立てが必要になります。

### 【財産管理について代理権を付与された場合】

財産管理について代理権を付与された場合、補助人は裁判所から補助監督を受けるときに、被補助人の財産状況についても報告していただくこととなります。